

別表1（第3条関係）

## 対象外業種一覧表

大分類 A	農業、林業
大分類 J	金融業、保険業
	中分類 62 銀行業
	中分類 63 協同組織金融業
	中分類 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業
	中分類 66 補助的金融業等
大分類 Q	複合サービス業
	中分類 86 郵便局
	中分類 87 協同組合（他に分類されないもの）
大分類 R	サービス業（他に分類されないもの）
	中分類 93 政治・経済・文化団体
	中分類 94 宗教
	中分類 95 その他のサービス業
	中分類 96 外国公務
大分類 S	公務
大分類 T	分類不能の産業

※日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）による